

表彰規則

（目的）

第1条 この規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下「NPO・LSA」という。）事業に貢献した関係者の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰対象者）

第2条 表彰対象者は、会員（個人会員・団体会員の構成員）とする。

（表彰の種別と員数）

第3条 表彰の種別と員数は、次のとおりとする。毎年、表彰の選考は行うが該当が無い場合もある。

- （1）功績賞 若干名
- （2）奨励賞 若干名
- （3）その他

（表彰対象期間）

第4条 表彰対象期間は、毎年4月から翌年3月までとするが、直近2年間の功績を考慮することができる。

（表彰基準）

第5条 表彰は次の基準で行う。

- （1）功績賞：NPO・LSA 事業の発展に顕著な功績があった者。
- （2）奨励賞：NPO・LSA の研究事業等に顕著な功績があった者。
- （3）その他：理事会の決議により推薦された者。

（表彰対象者の推薦）

第6条 表彰対象者は推薦による。推薦書には推薦理由を記載する。推薦は、NPO・LSA の会員の推薦3名以上とする。ただし、その他の表彰対象者については、理事会の決議により推薦することができる。

（受賞者の審議、決定）

第7条 受賞候補者の選考は、理事会にて指名された選考委員により実施する。ただし、その他の受賞者は選考委員の審議を省略することができる。すべての受賞者の決定は、理事会の決議で行う。

第8条 表彰に関する事務は運営委員会が担当する。

（顕彰）

第9条 理事長は、総会にて表彰者に対し表彰状及び記念品を授与する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、運営委員会が起案し、理事会の議決による。

付則 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

改定履歴

平成21年4月1日改定

平成25年3月21日改定

平成26年1月29日改定

令和元年9月3日改定

2021年9月16日改定